

平成25年流山市教育委員会第9回定例会会議録

- 1 日 時 平成25年9月30日(月曜日)
開会 午後 3時00分
閉会 午後 5時25分
- 2 場 所 流山市役所庁議室
- 3 出席委員 委 員 長 奈良 文雄
委員長職務代理者 加藤 和代
委 員 小林 晃一
委 員 若松 文
教 育 長 後田 博美
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 学校教育部長 亀田 孝
生涯学習部長 直井 英樹
学校教育部次長兼学校教育課長 鈴木 克巳
生涯学習部次長兼生涯学習課長 戸部 孝彰
教育総務課長 武田 淳
指導課長 大重 基樹
公民館長 渋谷 俊之
図書・博物館長 小川 昇
- 7 事務局職員 教育総務課庶務係長 大作 正巳
教育総務課庶務係主査 新倉 英之
- 8 議事の内容
(開会 午後3時00分)

奈良委員長

ただいまから、平成25年流山市教育委員会議第9回定例会を開会します。
まず、平成25年流山市教育委員会議第8回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘がございますか。

(特になし との声あり)

奈良委員長

特にないようですので、承認ということにいたします。
次に、教育長報告をお願いします。

教育長

それでは、教育委員会議第8回定例会以降の内容について、ご報告させていただきます。

まず、市議会第3回定例会が9月5日に開会し、10日から13日までの4日間に一般質問がありました。

主な質問の内容を報告いたします。

・姉妹都市となった石川県能登町との今後の市民交流についての中で、教育委員会として交流活発化に向け、どのような取り組みが必要と考えているか。

・小中学校併設校建設費圧縮と既存校との格差是正について

・南部地域の諸課題について、流山小、流山北小、鱈ヶ崎小、南流山小、南部中、南流山中の児童・生徒数の推移と施設規模等の環境整備について

・防災対策について、小中学校へエアコン導入の時期がきているが、「災害対応型LPガス方式」を検討しているか。

・教育行政について

①小中学校普通教室へ早期にエアコンを設置すべきだがどうか。

②八木北小学校について、校舎内外装及び改修、学校美化を含めた対策について

③おおたかの森地区小中学校併設校計画について

・教育問題について

①「いじめ防止対策推進法」に基づく、市の「基本方針」等作成状況について

②江戸川台小学校等のトイレや老朽校舎・施設の前倒し改修について

③学校現場の問題や要求を把握する上で留意すべき点について。

・教育行政について

①八木南小学校の体育館の耐震改修および、プールサイドの補修を急ぐべきではないか。

②就学援助制度について

生活保護の扶助基準が3年間で最大10%引き下げられようとしているが、それにより就学援助が受けられなくなることがないような対策について

流山市は、就学援助制度の認定基準を生活保護基準の1.5倍としているがそれでよいのかどうか。また収入で判断するか所得で判断するのかについて、その検討内容について

就学援助費支給要綱の制定について

などがあり、それぞれについて答弁しました。

次に、9月14日(土)に、千葉県教育委員会、流山市教育委員会の指定を受けている市内東部中学校で、命の大切さを考える防災教育公開事業が開催されました。中学生ができる避難場所での活動を主体に、避難者カードリストづくり、間仕切り、仮設トイレ、仮設ベッドの作成、ドラム缶を使った簡易かまどの作成、炊き出し、土嚢作りなど1000名を超える地域の方々とともに取り組みました。さらに来る10月25日(金)には、防災教育の授業公開研究会を予定しています。

次に9月19日(木)午前10時から、第1回通学区域審議会を開催しました。併設校以外の学区についての見直しをするためです。土地区画整理や都市開発、道路の設置状況などから、居住地近くの指定学校を変更する件数が増加していることも大きな要因となっているためです。

次に、9月19日(木)、長崎小に流山市教育委員会が訪問する計画訪問を実施しました。各学年1クラスの授業展開をもとに、研究協議する中で、市教委の方針の伝達や指導方法改善の機会として実施いたしました。

次に、東葛飾地方教育事務所長訪問が9月24日(火)に八木南小、流山北小、9月26日(木)東小、西深井小で開催されました。授業公開をはじめ、諸帳簿、施設の安全点検など、学校経営全般にわたり、視察を受けました。

次に、9月24日(火)に、西初石公民館で、葛北支会中学校英語発表会が開催されました。通称、英語スピーチコンテストと呼ばれているもので、流山市と野田市の合計20校の1年生から3年生までの代表が発表しました。内容は、暗唱 **Recitation** の部と、主張 **Speech** の4部門から構成されており、全ての部門で流山市立東深井中が第1位を獲得しました。この第1位に選ばれた4名の生徒は、10月16日(水)の県大会に出場します。同時に市内の各中学校からは、2位5人、3位4人と力を発揮しました。

次に、7月9日(火)に開催された流山市青少年主張大会で、「夢への第一歩」と題して発表を行い、最優秀賞に輝きました北部中学校3年の鈴木愛理さんは、

9月21日（土）に開催されました第35回「私の思い」中学生の主張千葉大会においても、最優秀賞に輝きました。この後、11月10日（日）に国立オリンピック記念青少年総合センターで開催される全国大会に、千葉県代表として出場します。

私からは以上です。

奈良委員長

ただいまの報告について、御意見等ございますか。

小林委員

市議会の審議を拝見していて、小中併設校と小中一貫校の概念の混乱があるような気がしました。カリキュラムなどは現在のままの併設校なので、そのことをもう少しはっきりと説明した方がいいと思います。

教育長

小中一貫教育と小中一貫校の概念が混同されているようです。小中一貫教育とは、いわゆる中一ギャップや接続の問題があって、これをスムーズに流していくための全国的な方向性です。一方、一貫校というのは、例えば少子化に伴って、一つの中学校と三つの小学校を移転して新たに一か所に建設して、カリキュラムも変更して教育を行うというものです。また、私立の学校はこれが多く、小中9か年を見通して、中学2年生までに文科省の学習指導要領のカリキュラムを修了し、中学3年生は高校受験に備えるという学校もあります。流山市は、公立学校であるということもありますが、転出入が非常に多いため、カリキュラムを圧縮してしまうと、学校で学習が終わってしまっているところに転入してくる児童がいることになってしまいます。この併設校だけをそういったシステムにすることはできません。あくまでも、小中連携をする中で、無理のない接続をして中学校にスムーズに進んでくれることを目指しているものです。私どもも様々な場面で説明してきてはおりますが、小林委員が言われるように、まだ誤解があるようですので、今後も併設校だよりのほか、詳しく説明してまいります。

奈良委員長

ほかに御意見はありませんか。

（特になし との声あり）

奈良委員長

それでは以上で教育長報告を終了します。

これより、議事に入ります。

各課等報告を公民館からお願いします。

公民館長

(公民館事業について報告したほか、北部公民館及び東部公民館の指定管理者の選定について、スケジュールを説明)

図書・博物館
長

(図書・博物館事業について報告)

奈良委員長

以上の報告について、御意見等ございますか。

小林委員

指定管理者の再指定のことですが、最近、労働契約法が改正されて、有期労働契約が5年を超えた場合は、無期限雇用に変換しなければならなくなりました。指定管理者に指定された団体はパートタイマーの従業員が多いと思いますが、パートタイマーといえども改正労働契約法の考え方ですと、継続して5年以上雇用した場合は、無期限雇用に変換しなければならなくなります。流山市の指定管理者の指定期間は5年間が多いですから、指定管理者の評価をして、それまで指定管理者だった団体が再指定されなくなった場合、その団体が抱えている雇用人員を解雇することはできません。心配なのは、そもそも指定管理者というのは、本来行政がやるべき仕事を委任してやらせているわけだから、雇用の責任は市が持つべきだという論理が出てくることです。それによる労働争議もあるかもしれません。それに対して、どのように対応しようと考えているのか教えていただけますか。

生涯学習部長

担当レベルでは、9月に社会保険労務士による研修会を受けました。今後、市の公共施設検討委員会で、消費税の取扱いと併せて、労働法制についても協議することになっております。

小林委員

指定管理者制度というのは、行政が担うと無駄が多くて創意工夫がなされないから、民間活力を導入し、競争原理を働かせるというものです。その考え方はいいのですが、競争に敗れた方は、既に雇用をたくさん抱えているわけです。全国的に展開している大きな企業ならば大丈夫でしょうが、流山市内で活動しているNPOなどは、指定が受けられなかったら立ち行かなくなってしまい、そこで雇用されていた人も解雇しなければならなくなります。その解雇の責任を誰が負うのかとなると、指定管理者ではなくて市が負うべきだということになるのではないかと。そうすると、そもそも指定管理者制度を導入したのは何だ

ったのかということになると思うのです。指定管理者制度と労働契約法の関係は市議会でも話題になっていましたが、非常に厄介な問題です。是非、研究してほしいと思います。

加藤職務代理者

私は、東京都内で指定管理者のアドバイザーをしていたことがあるのですが、指定管理者が外郭団体の財団から全国展開の会社に代わったときに、財団の職員の雇用が問題になったことがありました。そのときは、財団の職員をできるだけ雇うという条件で新しい指定管理者を指定したのです。新しい指定管理者も、半年ごとの契約更新にしたりして対応しました。

小林委員

「雇止め」ということが話題になっていますが、これをやめさせようというのが今回の労働契約法の改正です。ところが、大学の非常勤講師などで、4年半くらいで全員辞めさせてしまうということが問題になっています。指定管理者についても、今後よく検討してほしいと思います。

奈良委員長

次に、指導課からお願いします。

指導課長

(平成 25 年全国学力・学習状況調査について説明)

奈良委員長

本件について、御意見等ありましたらお願いします。

小林委員

学校別の結果は公表しないということですが、流山市全体の平均値に対して、市内の各学校がどのような分布になっているのか、分析はされていますか。

指導課長

各学校にデータは送られていますが、比較して順番をつけることはしていません。県の平均と流山市の平均がグラフになっていて、その学校でどの問題が良いのか、あるいは悪いのかがデータとしてわかるようになっています。

小林委員

平均というのは、同じところに集まっていたり、分散していたりします。市の教育委員会の指導課としてやらなければならないことは、平均に対して極端に低いところがないかどうかを分析して、学校別の格差をあまり作らないということ、流山市として考えていくことだと思います。

指導課長

全体には示しませんが、市の計画訪問の際には、その学校ごとにこの問題は

できているが、この問題はできていないという傾向を示して、その原因をどのように考えていくかということを個々に示しています。

小林委員

教職員の人事異動もありますから、教職員自体の能力やレベルは一定になるようになっているのに、もしも学校ごとの学力に差があるとすれば、その原因をきちんと解明する必要があります。高い学校はいいとしても、極端に低い学校があったならば、それを教育委員会としても重点的に分析して、対策を考える必要があるのではないのでしょうか。

学校教育部長

最近、学校長の経営という面でも、PDCA サイクル¹を意識しながら、目標申告をして、その学校にどういう課題があって、その課題を克服するためにどういう教育を実施していくか、あるいは良いところはどのように更に伸ばしていくかを具体的に書面にまとめて、教育長と個別に面談するという機会があります。教育は、数値的な目標や成果を示すことは難しい面がありますが、可能な限り数値でそれを示していこうということで、今回の学力・学習状況調査も加味しながら、個別に教育長と話し、それに付随して教育委員会としても各学校の状況を分析しているところです。ただし、それを公表することまではしておりません。

小林委員

公表しろと言っているわけではなくて、仕事のやり方として、校長が赴任したときに、その学校のレベルが平均から離れているのであれば、それを意識して、その原因は何なのか、どのように取り組めば良くなるのかを考えることになると思います。

教育長

私は、千葉県の平均、全国の平均を目標としております。それは、流山市の子どもたちがそれを超えてほしいという気持ちがあるからです。全国の平均を超えることを基本にしておりますが、その後、足りないところをどうするかについては、自分の学校がどのレベルなのか、それぞれの校長には評価がきていますので、こうした取組の結果、子どもたちはこのような力をつけることができたということを、しっかり分析しなければなりません。その一つの証として、全国学力・学習状況調査を活用することは大いに結構なことです。ただし、学力テストは、毎年同じ問題が出題されるわけではなく、難易度にも差が生じますので、分析には時間をかけなければなりません。

1 行動プロセスの枠組みのひとつ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（確認）、Action（行動）の4つで構成される。

私が教育長に就任したときに、10%向上を目標にしました。これは、全国レベルに対する10%ではなくて、その学校の子どもたちにとっての10%という意味です。その学校の中で改善された部分がどのくらいなのかを見ていくことが重要なのではないかと思います。

学校教育部長

全国学力・学習状況調査は、自民党政権のときに始まったわけですが、その際、各自治体に参加するか否かの意思確認を求められました。流山市が参加したのは、これが悉皆（全部）調査だったためです。つまり、一般的な傾向を知るためならば、抽出調査でいいわけです。しかし、悉皆調査ならば、子どもたちに自分の正答率と今の学習のスタイルの振り返りをさせることができます。つまり、他の児童生徒との比較ではなくて、過去の自分との比較を考えさせるいいきっかけになるということで、手を挙げました。当時、個票を丁寧に個人に返して、三者面談の席でこういう面をもう少し頑張ればもっとこんな力がつくのではないかとというように、夏休みなどを使いながら面談を進めたこともあります。今は、全国学力・学習状況調査でありながら、目に見える数値的な学力の部分だけがクローズアップされ、それを相対的に比較検討するという傾向になっているのはどうかと思います。あくまでも、子どもたちに自ら過去の自分との比較をさせるという側面で活用することが大切な視点ではないかと思います。

若松委員

この調査は、これまでに何回行われたのでしょうか。

指導課長

平成21年に全部の学校で行われ、平成22年は抽出校のみの実施、平成23年は東日本大震災の影響で中止、平成24年は抽出校のみでした。今回と同じ方法の調査は平成21年です。

若松委員

新聞等でも取り上げられましたので、保護者の関心も高いのですが、各学校で、学力面だけではなくて、生活面も含めて、一人ひとりの子どものことを見るのであって、学校の序列ではないということを保護者に説明していかなければならないと思いますが、良いところ、課題となっているところを教育委員会としてうまく伝えていけたらいいと思います。

教育長

もう少し吟味をして、教育広報紙などでお知らせしていきたいと思います。

小林委員

この調査の目的は、学校の序列をするわけではなくて、指導する側がどのように指導していったらいいのかという、いわばマーケティング・リサーチです。その観点でいえば、調査をする以上は、統計が語るることについて大きく突っ込んで分析することが必要だと思います。そういう意味では、全国平均、千葉県平均、流山市平均の三つを出せばいいのですが、1,000人の学校と300人の学校の平均を同じ平均と扱っていいのかという問題もあります。そういう分析をしっかりとやっていかないと、定性的な話ばかりでは意味がありません。せっかく調査をしているのですから、与えられたデータをとことん分析して、そこから何かを読み取っていく努力は精一杯やるべきだと思いますし、読み取れたことは公表した方がいいと思います。

加藤職務代理者

生活習慣と学力の関係で、朝食を摂る子どもは成績が良いということがよく言われます。とはいえ、たまたま朝食を作る家庭が教育熱心な家庭なのかもしれないし、朝食を毎日摂っていれば必ずしも成績が良くなるわけではないと思いますよね。朝食だけではなくて、例えば起床時間などの複数要因を並べてみて、どれが要因として効いているのかを研究した上で朝食と成績の関係を発表しているのか、それとも朝食だけをピックアップしているのか、どうなのでしょう。

学校教育部長

私どもの体感的には、基本的な生活習慣がきちんと身に付いている子の学力が高いという感覚はあります。朝食イコール学力と単純には結び付かないのですが、俗にいう基本的な生活習慣との相関があるというのは、経験的にあります。そういったことを教育広報紙に載せたこともあります。

加藤職務代理者

それはおそらく遠因であって、しっかりしている家庭というのは、落ち着いた学習環境が整っているとか、家庭の経済的な面などいろいろな要因が相まっているのではないのでしょうか。

奈良委員長

生理学的に、朝食を摂るためには早起きしなければならない。そのためには早めに寝るという生活のリズムができていくということがあります。それと、食事を摂ると血糖値が上がり、血の巡りが良くなります。やはり、発育途中ですので、朝食も摂らずに部活動の練習をして、水だけ飲んで授業に入ると空腹になり、授業にも集中できないこともあります。生活の質やリズムについても子どもたちに教えていかなければならないと思います。

小林委員

別の話題ですが、小中学校でインターネットを多く使う学習の仕方はどうなのでしょう。インターネットに頼らずに、まず一次資料で調べるのが大事なのではないでしょうか。インターネットは、二次情報、三次情報ですよね。例えば、文学作品を読みなさいという課題を出したときに、インターネットで検索すれば出てきますし、最近では学校の宿題の回答を表示するサイトまであります。そんな中で、小中学生にインターネットを積極的に使いなさいというのは良くないのではないのでしょうか。

指導課長

確かに情報が氾濫している時代ですが、そこに蓋をするのではなくて、インターネットの情報を適切に引き出すような学習を進めていかなければならないと思います。

若松委員

タブレット端末が普及してきていて、1歳児でボタンを押してリセットして遊ぶことができる子どもも非常に多いです。先日、レストランで、子どもの前にタブレット端末を置いて食事を食べさせているのを見かけました。タブレット端末は石板のハイテク版みたいなもので、いいソフトがあれば学習の補助になります。教材として使うとしたら、発達支援の必要なお子さんには眼鏡のような役割を果たすので、調べ物と教材の補助という2本立てで今後活用されるのではないかと感じています。

小林委員

インターネットは便利なので私も使いますが、情報提供者がはっきりしない情報もたくさんあるので、ある程度こちら側に予備知識があった上でその情報を使うのならばいいのです。しかし、インターネットで見つけた情報は何でも使えると考えるのは、誤った情報もあるし、意図的に流された情報もあるわけですから非常に危険です。教育の場では、なるべくインターネットを使わずに調べさせる、書かせるのがいいのではないかと私は思います。

教育長

流山市の小中学校では、携帯電話の持込みを認めていません。一方、家で携帯電話を持っていない子どもは少ないと思います。これは一つのルールだと思うのです。学校で集団生活をするときに必要であるか必要でないかということと、学習において発達段階で何が必要であるかを整理する必要があります。

奈良委員長

この件についての協議はこれで終了します。

次に、学校教育課からお願いします。

学校教育課長 ((仮称) 新市街地地区小中学校併設校の校名候補について説明)

奈良委員長 次に、教育総務課からお願いします。

教育総務課長 ((仮称) 新市街地地区小中学校併設校の建設工事の入札結果について報告)

奈良委員長 以上で各課等報告を終了します。

以上をもって本日の教育委員会議に付議された案件の審議は、終了いたしました。その他、協議する事項がありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

奈良委員長 それでは次回の教育委員会議について、事務局からお願いします。

教育総務課長 次回の教育委員会議は、10月29日(火曜日)、午後1時30分から開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

(次回の日程協議)

奈良委員長 それでは、次回の教育委員会議は、10月29日(火曜日)、午後1時30分から開催することとします。以上で、平成25年流山市教育委員会議第9回定例会を終了します。

(閉会 午後5時25分)